

「国内ＣＰ等及び私募社債の売買取引等に係る勧誘等に関する規則」の 一部改正について（案）

平成 24 年 5 月 21 日
日 本 証 券 業 協 会

1. 改正の趣旨

本協会では、本協会が公表する統計情報について、ニーズが乏しくなった統計や他の類似データにより代替が可能な統計等は簡素化や廃止を検討する一方、金融・資本市場への理解促進等の観点から意義があると考えられる統計情報については新たな公表を検討する「スクラップ＆ビルド」に取り組んでいるところである。

今般、本協会が公表する統計情報のうち、国内ＣＰ（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 15 号に掲げる約束手形及び同項第 17 号に掲げる証券又は証書で同項第 15 号に掲げる約束手形の性質を有するもののうち、国内において発行されたものをいう。以下同じ。）の取引状況については、短期社債（社債、株式等の振替に関する法律第 66 条第 1 項に規定する短期社債）の導入等により国内ＣＰの取引状況の報告が非常に限られたものとなっていることを踏まえ、本規則に基づく国内ＣＰの取引状況の報告及び公表を廃止するため、本規則の一部を改正することとする。

2. 改正の骨子

- （１）協会員による国内ＣＰの取引状況等の報告を廃止する。（協会員は、短期社債等の取引状況等の報告については引き続き行う。）（第 8 条第 1 項）
- （２）本協会による国内ＣＰの取引状況等の発表を廃止する。（本協会は、短期社債等の取引状況等の発表については引き続き行う。）（第 8 条第 2 項）

3. 施行の時期

この改正は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

パブリック・コメントの募集スケジュール等

(1) 募集期間及び提出方法

① 募集期間：

平成 24 年 5 月 21 日(月)から平成 24 年 6 月 1 日(金)17:00 まで(必着)

② 提出方法：郵便又は電子メールにより下記までお寄せください。

郵便の場合：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-5-8

日本証券業協会総務部 宛

電子メールの場合：public@wan.jsda.or.jp

(2) 意見の記入要領

件名を「『国内CP等及び私募社債の売買取引等の勧誘等に関する規則』の一部改正に対する意見」とし、次の事項を御記入のうえ、御意見を御提出ください。

① 氏名又は名称

② 連絡先（電子メールアドレス、電話番号等）

③ 法人又は所属団体名（法人又は団体に所属されている場合）

④ 意見の該当箇所

⑤ 意見

⑥ 理由

○ 本件に関するお問い合わせ先

日本証券業協会 自主規制 2 部 （TEL 03-3667-8456）

以 上

**「国内ＣＰ等及び私募社債の売買取引等に係る勧誘等に関する規則」の
一部改正について（案）**

平成 24 年 5 月 21 日
（ 下 線 部 分 変 更 ）

改 正 案	現 行
第 2 章 国内ＣＰ等の売買取引等に係る勧誘等	第 2 章 国内ＣＰ等の売買取引等に係る勧誘等
（取引状況等の報告及び発表）	（取引状況等の報告及び発表）
第 8 条 協会員は、 <u>短期社債等</u> の取引の状況等について、所定の様式により本協会に報告するものとする。	第 8 条 協会員は、 <u>国内ＣＰ等</u> の取引の状況等について、所定の様式により本協会に報告するものとする。
2 本協会は、前項により協会員から報告された <u>短期社債等</u> の取引の状況について、発表する。	2 本協会は、前項により協会員から報告された <u>国内ＣＰ等</u> の取引の状況について、発表する。
付 則	
この改正は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。	

以 上